

# 相続登記の書類

知っとこ!



便利な手続きも紹介するよ!

01

相続登記書類  
チェックリスト

…2

02

戸籍集めに  
便利な制度

…3

03

遺産(不動産)  
について

…4

04

遺産分け  
司法書士に  
相談してみよう!

…5

05

こんな  
お困りごと  
ありませんか?

…6

令和6年4月から始まった「相続登記の義務化」のため、今まで先延ばしにしていた「相続登記」の手続きに着手しはじめた方も多いのではないのでしょうか?

相続登記が初めての方に向け、手続きに必要な書類をまとめました。新しく始まった「戸籍の広域交付制度」も紹介します!どうぞご覧ください!

チェックリスト付き!



### ❶～相続人が誰かを確認します。

「被相続人」→ 亡くなられた方

「相続人」→ 遺産を相続する権利がある方

- 1 被相続人の「死亡」の記載のある戸籍謄本（除籍謄本）・・・市町村役場
- 2 被相続人の「死亡」の記載のある住民票（除票）
- 3 被相続人の出生したときから死亡まで連続したすべての戸籍謄本等
- 4 相続人の戸籍謄本（抄本も可）
- 5 相続人の住民票（不動産を取得する方）

※同じ書類については1通で足りません。例えば、被相続人の配偶者（夫または妻）は「1 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本（除籍謄本）」に記載されるので、「4 相続人の戸籍謄本」として別個もう1通取得する必要はありません。

※提出先が複数ある場合も原本を返してもらえるので、1通あれば足りません。

### ❷～どんな不動産があるかを確認します。

- 固定資産課税台帳（名寄帳）・・・市町村役場 資産税課等
- 不動産の権利証（登記識別情報）・・・本人が保管
- 登記事項証明書や登記情報・・・法務局又は登記情報提供サービス

### ❸～相続人全員で、不動産をどう分けるか合意します。

- 相続人の印鑑登録証明書・・・市町村役場
- 遺産分割協議書・・・相続人で作成※

※相続登記手続と併せて司法書士に作成を依頼できます。

※遺産分割協議書は不動産だけでなく、他の遺産を含めて作成することもあります。詳しくはP5へ→

#### <遺言書が見つかった場合>

遺言があるときは、誰にどの財産を相続させるか、被相続人が決めていることが多いため、その内容に従って手続を行うこととなります。遺産をどう分けるかを相続人全員で話し合う必要がなくなり、上記の書類の中、被相続人の出生からの全ての戸籍（❶-3）や、他の相続人の戸籍（❶-4）、遺産分割のための印鑑登録証明書（❸）などが不要となることがあります。

※行う相続手続によって、必要な書類が異なりますので、詳しくはお近くの司法書士にご相談ください。

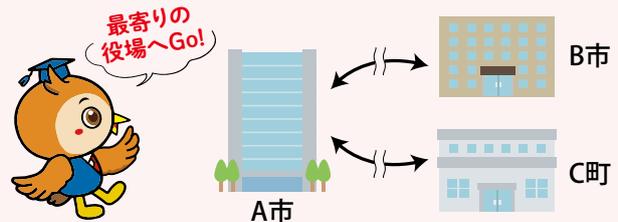
## ！【広域交付制度とは？】 NEW!

相続手続には、被相続人の出生から死亡までの除戸籍謄本等の全てをそろえる必要があります。これらは今まで本籍地の市町村役場でしか取得できなかったため、遠方であれば郵送で手配するしかなく、手間と時間がかかる作業でした。

この度、法律の改正により、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書（戸籍謄本）・除籍証明書（除籍謄本）を請求できるようになりました（**広域交付**）。これによって、**本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で請求できます。必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。**

今後は、相続手続をはじめの際に、まず最寄りの市町村役場へ出向き、「亡くなった〇〇の全ての戸籍等をください！」と伝えることで、その後の手続がスムーズになるでしょう。

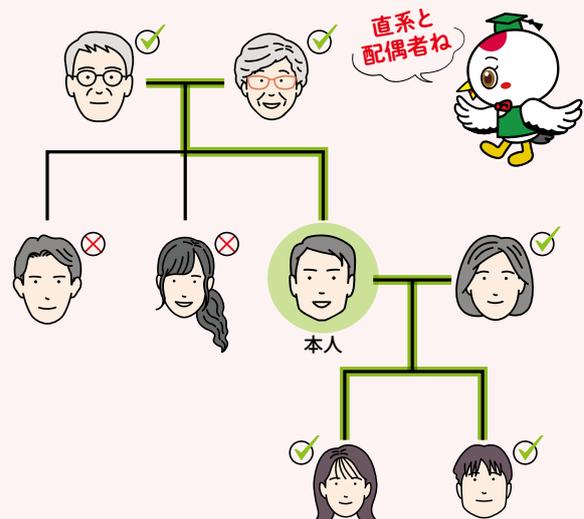
※一部事項証明書・個人事項証明書（いわゆる戸籍抄本）は請求できません。



### <広域交付で戸籍証明書等を請求できる方>

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など（直系尊属）
- 子、孫など（直系卑属）

の戸籍証明書（戸籍謄本）等を請求することができます。



### ※ご利用にあたっての注意事項

- 戸籍証明書（戸籍謄本）等を請求できる方が市区町村役場の戸籍担当窓口に出向いて請求する必要があります。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- 本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

## 【コンビニ交付】

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニのマルチコピー機で、自分の戸籍や住民票、印鑑登録証明書などを取得することができます。忙しくてなかなか市町村役場へ行くことができない方に便利です。

取得の際には、マイナンバーカードに設定されている4桁のパスワード（利用者証明用パスワード）が必要ですので、確認をしてから利用しましょう。

※パスワードは3回連続で間違えるとロックがかかりますのでご注意ください。

※ご自身のお住まいの自治体がコンビニ交付に対応しているか確認してみましょう。



## 【法定相続情報一覧図の作成】

相続手続では、手続を行う窓口ごとに戸籍謄本等を提出する必要があります。そのため、そろえた戸籍類は、何度も提出と返却を繰り返すか、提出先の数だけ戸籍等を取得する必要があり、時間や費用がかかります。そこで便利なのが「**法定相続情報証明制度**」です。これは、法務局に必要な書類を提出すると、その内容を法務局が確認の上、正しく相続関係を表している書類として認証してくれるもので、認証された「法定相続情報証明」はそれ1枚で戸籍の代わりとして金融機関等の相続の手続で使用できます。交付無料です！

法務省のHP →



## 03

## 遺産（不動産）について

### ・名寄帳と最新の登記内容を確認しよう！

被相続人の所有していた不動産を把握するために確認していただきたいのが「固定資産課税台帳」＝「名寄帳（なよせちょう）」です。所有する不動産が所在する市町村の資産税課などで取得できます。固定資産税が課税されていない不動産は、納税通知に記載されない場合もあるため、把握していなかった不動産が判明することがあります。登記漏れを防ぐためにも不動産がありそうな市町村で、ぜひ調べてみてください。

名寄帳を取得し、不動産が判明したら、法務局や登記情報提供サービスなどで最新の登記の内容を確認しましょう。「亡くなった父の名義だと思っていたら祖父の名義だった！」となると、手続の内容が全く違うものになってしまいます。

最新の登記の内容については、ほとんどの司法書士事務所で登記情報提供サービスを利用できますので、相談に来ていただければ法務局に行かなくても、その場で確認することができます。

また、古い権利証の情報から所有する不動産が判明することもあります。相談に行くときは、関連しそうな資料を一式を持っていきましょう！

### ・登記がない未登記建物？

名寄帳を確認すると、登記がない建物が記載されていることがあります。これらは未登記建物といって、登記はされていませんが、課税はされているため、市町村役場に相続を届け出る必要があります。

### ・住所と不動産の場所が違う…

相続する不動産の住所が「〇番〇号」という表示の場合、登記を調べると違う番地が出てきてしまい混乱するかもしれません。「〇番〇号」というのは住居表示といい、市町村が定めたもので、法務局が定めた登記の地番とは別のものです。

## 04

## 遺産分けについて

相続人と遺産（不動産）の内容が把握できたら、次に行うのは、遺産分けの方法を決定することです。（遺産分割といいます。）誰が、どの遺産（不動産）を取得するのかを、相続人の全員で合意します。合意した内容を、明確にするため、「遺産分割協議書」を作成し、相続人の全員が、実印で押印し、印鑑登録証明書を添付します。

遺産分割協議書は、相続登記など各種手続で使うこととなります。協議書の記載に不備があると、登記手続ができないことがあります。せっかく相続人全員から押印をもらったのに、作り直しということにもなりかねません。

登記手続をスムーズに済ませるためにも、ぜひ、司法書士にご相談ください。



### 司法書士に相談してみよう！

広域交付制度やコンビニ交付により、相続登記の書類の収集は、非常に便利になり、司法書士に頼まなくても自分でできそうなことが増えてきました。

しかし、相続登記を行うにあたっては、まず一度、司法書士に相談することをお勧め致します。自分でできそうなことは何か、専門家に頼んだ方がよさそうなことは何かを整理し、スムーズに手続を進めていくことが可能です。



手続の内容や相続関係などは一人ひとり違います。一般論で聞く手続方法が、ご自身の状況にうまく当てはまらないこともあります。

司法書士は日々の業務で多くの相続を手掛けていますので、ぜひ“相続手続の窓口”としてお気軽に相談してください！

### 相続人の中に、亡くなっている方がいる…

→相続人の中に、亡くなっている方がいる場合には、相続関係が複雑になることがあります。その方が、被相続人よりも前に亡くなったか、後に亡くなったかによっても、相続関係が異なりますので、一度、専門家に相談することをお勧めします。

### 相続登記義務化の“罰金”が心配…

→令和6年4月1日より**相続登記の義務化**が始まりましたが、この日を過ぎると即“罰金”が科されるわけではありません。（なお、正確には“罰金”ではなく、「過料」といい、刑事罰ではありません。）既に相続登記が未了の状態の方は、義務化の開始から3年以内に相続登記をすれば、義務に違反しません。また、事情により、登記することが難しい場合は、「相続人である旨の申出」を法務局で行うことにより、過料を免れることができます。

### 遺言書が、どこにあるかわからない。

→被相続人が、自筆で遺言書を書いている場合は、様々な保管場所が考えられます。自宅の金庫や仏壇、神棚その他、知人に預けていることもあります。法務局に自筆の遺言書を保管することもできるため、法務局に保管されている可能性もあります。また、遺言書を公証役場で作成しているようであれば、公証役場に問い合わせを試みましょう。

### 遠い親戚の相続人となったが、手続きに一切関わりたくない。

→自分が、遠い親戚の相続人にあたることを知らされたが、相続手続き自体に一切関わりたくない場合には、自分が相続人であることを知った時から**3カ月以内に家庭裁判所で「相続放棄」**の手続きをすることで、**初めから相続人でなかったことに**することができます。

相続放棄すると、負債の心配もなく、相続手続きへ関わらずに済みますが、当然、遺産を相続することはできません。

他にも相続にあたって、さまざまな疑問やお困りごとがあると思います。

ぜひ、お近くの司法書士事務所へお気軽にご相談ください！





お近くの司法書士を探して、相談しよう！

令和6年3月1日 現在

| 釧根支部  |                    |              |
|-------|--------------------|--------------|
| 氏名    | 事務所住所              | 電話           |
| 宮越 召一 | 川上郡標茶町開運2丁目35番地    | 015-485-2107 |
| 中村 圭佐 | 釧路市柏木町1番14号        | 0154-41-3288 |
| 志築 和廣 | 釧路市浦見3丁目2番15号      | 0154-42-8281 |
| 尾越 弘典 | 釧路市錦町5丁目3番地        | 0154-22-6126 |
| 佐渡 正幸 | 釧路市黒金町13丁目1番地33    | 0154-23-6732 |
| 谷口 正晴 | 釧路市桜ヶ岡7丁目20番20号    | 0154-91-1421 |
| 佐藤 正樹 | 釧路市末広町7丁目1番地       | 0154-31-8600 |
| 赤堀 彰治 | 釧路市興津5丁目16番1号      | 0154-68-4384 |
| 金田 剛  | 釧路市緑ヶ岡1丁目6番8号      | 0154-42-7185 |
| 菅原 亮  | 釧路郡釧路町東陽西1丁目9番地12  | 0154-68-4150 |
| 西山 育彦 | 釧路市桜ヶ岡3丁目4番19号     | 0154-64-9209 |
| 後藤 毅俊 | 白糠郡白糠町東2条南1丁目2番地9  | 01547-2-2258 |
| 長谷川博一 | 厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地   | 0153-52-8417 |
| 佐藤 裕一 | 川上郡標茶町開運2丁目35番地    | 015-485-2107 |
| 尾越 赴夫 | 釧路市錦町5丁目3番地        | 0154-22-6126 |
| 佐藤 敏三 | 根室市明治町1丁目2番地8      | 0153-23-4598 |
| 笠井 昭義 | 標津郡中標津町東6条南1丁目1番地3 | 0153-78-8701 |
| 笠井 崇子 | 標津郡標津町南1条西3丁目1番1号  | 0153-82-3378 |
| 佐々木富昭 | 標津郡中標津町東1条北1丁目9番地  | 0153-72-3388 |
| 菅原日出男 | 野付郡別海町別海宮舞町50番地1   | 0153-75-2542 |
| 宗形 一輝 | 標津郡中標津町東4条北1丁目2番地4 | 0153-77-9303 |
| 佐々木陽祐 | 野付郡別海町別海緑町106番地の61 | 0153-74-0700 |

| 十勝支部  |                     |               |
|-------|---------------------|---------------|
| 氏名    | 事務所住所               | 電話            |
| 山田 精一 | 河東郡上士幌町字上士幌東3線235番地 | 01564-2-2536  |
| 神津 莊平 | 帯広市西1条南5丁目15番地      | 0155-27-1671  |
| 小林 千修 | 帯広市東4条南22丁目15番地     | 0155-23-5865  |
| 遠藤 豊和 | 帯広市西4条南24丁目3番地      | 0155-24-3328  |
| 野村 一仁 | 帯広市西4条南3丁目8番地2      | 0155-27-3113  |
| 小林 伸兼 | 中川郡池田町字利別西町14番地6    | 015-572-8808  |
| 有賀 真理 | 河西郡中札内村東2条南4丁目10番地  | 0155-68-3186  |
| 山川 揚大 | 広尾郡広尾町本通3丁目1番地      | 01558-2-4800  |
| 河合 恒生 | 帯広市西6条南5丁目3番地       | 0155-22-5000  |
| 久保 信行 | 帯広市東2条南9丁目6番地       | 0155-20-1577  |
| 上野 裕司 | 帯広市西5条南4丁目11番地      | 0155-23-5262  |
| 酒井 勝己 | 中川郡幕別町札内中央町330番地の63 | 0155-55-5515  |
| 笹島 史人 | 河東郡音更町木野大通東2丁目1番地   | 0155-31-2221  |
| 辻 史克  | 帯広市西7条南9丁目39番地      | 0155-67-6545  |
| 神谷 芳昭 | 帯広市西16条南27丁目1番地1    | 0155-67-1810  |
| 中川 貴志 | 帯広市東7条南9丁目16番地2     | 050-5527-2582 |
| 伊藤 光一 | 十勝郡浦幌町字末広町17番地1     | 015-576-2732  |
| 中道 麻友 | 帯広市東4条南22丁目15番地     | 0155-23-5865  |

| 十勝支部  |                            |              |
|-------|----------------------------|--------------|
| 氏名    | 事務所住所                      | 電話           |
| 寺沢 秀明 | 河西郡芽室町西1条2丁目6番地1           | 0155-67-1731 |
| 平田 峻太 | 中川郡本別町南3丁目1番地1             | 0156-22-1616 |
| 安田 順一 | 上川郡新得町屈足緑町1丁目47番地          | 0156-65-2198 |
| 播間 章浩 | 広尾郡大樹町西本通73番地7             | 01558-6-2721 |
| 大場 公夫 | 上川郡清水町南3条西4丁目16番地1         | 0156-62-1505 |
| 芳賀 芳則 | 河西郡芽室町東めむろ3条北1丁目1番地7       | 0155-67-4990 |
| 宮原 章夫 | 広尾郡大樹町北通1番地7               | 01558-6-5775 |
| 保田 正明 | 帯広市東1条南11丁目5番地3メゾン11-203号  | 0155-67-1223 |
| 窪田 篤弘 | 帯広市西8条南39丁目1番21号           | 0155-29-4000 |
| 葉梨 希望 | 河東郡上士幌町字上士幌東3線235番地        | 01564-2-2536 |
| 坂口 卓郎 | 帯広市西4条南10丁目20番地            | 0155-22-3636 |
| 野村 守  | 帯広市西4条南3丁目8番地2             | 0155-27-3113 |
| 中田 裕一 | 帯広市大通南18丁目3番地1             | 0155-66-7536 |
| 泉 はるみ | 帯広市西5条南4丁目11番地             | 0155-23-5262 |
| 妹尾 美晴 | 広尾郡大樹町西本通73番地7             | 01558-6-2721 |
| 高橋 章文 | 帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階 | 0155-67-1375 |
| 水城 優花 | 帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階 | 0155-67-1375 |
| 白井 継一 | 帯広市西2条南6丁目1番地              | 0155-67-7781 |
| 日下 保弘 | 河東郡音更町木野大通西6丁目1番地          | 0155-65-0775 |
| 福田 説子 | 帯広市西18条南3丁目26番16号          | 0155-66-7877 |

| 北網支部  |                          |               |
|-------|--------------------------|---------------|
| 氏名    | 事務所住所                    | 電話            |
| 森 一也  | 網走郡美幌町字西1条北4丁目1番地        | 0152-73-2212  |
| 矢筈原浩介 | 網走郡大空町女満別本通5丁目1番6号       | 0152-75-6099  |
| 吾孫子 力 | 網走市南3条東2丁目1番地1           | 0152-43-2561  |
| 中島 雅嘉 | 網走市南5条西3丁目5番地の1シャローム40D号 | 0152-67-4590  |
| 本田 幸治 | 網走郡美幌町字東1条南3丁目25番地3      | 0152-73-6159  |
| 森田 拓巳 | 斜里郡斜里町本町30番地16           | 0152-23-5311  |
| 横山 太郎 | 斜里郡斜里町青葉町9番地13           | 0152-23-1311  |
| 遠藤 雄大 | 斜里郡斜里町港町5番地9             | 0152-23-3640  |
| 榎本 紀子 | 紋別郡遠軽町1条通北4丁目1番地26       | 0158-42-2543  |
| 近江 孝介 | 北見市三住町7番地1               | 0157-22-6611  |
| 忠村 英明 | 北見市北7条東1丁目2番地            | 0157-23-4211  |
| 辻 香澄  | 紋別郡遠軽町東町2丁目1番地20         | 0158-46-3081  |
| 棚橋 忠  | 紋別郡遠軽町1条通北2丁目1番地5        | 0158-42-3435  |
| 森谷 崇継 | 北見市三住町7番地1               | 0157-22-6611  |
| 田尾 光弘 | 北見市北9条東1丁目15番地           | 0157-23-0396  |
| 須藤 和典 | 北見市北4条東4丁目3番地伊東ビル2階      | 0157-26-8340  |
| 角鹿 敏広 | 北見市山下町3丁目2番18号はるみA1階     | 0157-22-3636  |
| 楠本 滯  | 北見市幸町3丁目2番13-A-12号       | 080-8380-4967 |
| 佐藤 栄一 | 紋別郡遠軽町1条通北2丁目1番地5        | 0158-42-3435  |

## 司法書士による無料相談のご案内

### 相続登記 相談センター

相談内容 相続登記をはじめとする遺言や相続に関するご相談  
日時・方法 面談又は電話による相談（要予約）  
面談：毎月1回 電話：随時

### 司法書士 総合相談センター 「法YOU」

相談内容 不動産・会社法人登記、成年後見、裁判手続、債務整理などに関する相談  
日時・方法 釧路・帯広・北見の各相談会場における面談相談  
（毎月1回：要予約）

※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談を承ります。  
簡裁訴訟代理等関係業務に関するご相談は、認定司法書士が対応します。  
認定司法書士とは、司法書士法第3条2項の簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士をいいます。

## ご相談の予約受付ダイヤル

# 0800-800-3946

（平日9：00～17：00）

上記の相談会のほか、随時、無料相談会を実施しています。  
詳細は、釧路司法書士会のホームページをご覧ください。  
ホームページからのお問い合わせも可能です。



釧路司法書士会HP

### 編集後記

今回は、いよいよ始まった「相続登記の義務化」に向けて、相続手続に関連する便利な制度を中心に特集させていただきました。相続手続は、どなたにとっても、初めてのことである場合が多く、何からどう着手すればよいかわからないことがほとんどです。司法書士は、相続手続の専門家です。気軽

に相談できる「身近な法律家」でありますので、相続について困ったことがあれば、些細なことでも相談ください。最後までお読みいただきありがとうございました。

